

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、坂出東部土地改良区連合から清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成20年2月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
清算人	森口 義孝	坂出市福江町3丁目1番34号	平成20年2月8日
〃	中河 哲郎	〃 谷町2丁目7番56号	〃
〃	富田 孝行	〃 西庄町496番地	〃